

○湖北環境衛生組合事務決裁規程

〔平成11年4月1日
訓令第1号〕

改正 平成19年9月7日 訓令第3号 平成27年4月 1日 訓令第1号
令和 4年3月28日 訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、管理者の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 専決 管理者がその責任においてその権限に属する事務を、常時所管の職員に意思決定をさせることをいう。
- (2) 代決 管理者または専決権者が決裁すべき事務につき、一時当該決裁者に代って決裁することをいう。

(専決事項)

第3条 副管理者、事務局長、次長及び課長の専決事項については、副管理者は石岡市の副市長とし、事務局長は石岡市の部長、次長は石岡市の次長、課長は石岡市の課長とみなし、石岡市事務決裁規程（平成17年石岡市訓令第2号）の規定を準用する。

(専決の制限)

第4条 この訓令に定める専決事項であっても、特に命ぜられた事項、重要または異例と認められる事項及び専決することが適当でないと認められる事項については、専決することができない。

(代決)

第5条 代決は、特に至急に処理をしなければならない事案に限り行うことができる。

2 代決は、次の各号の区分により行うものとする。

- (1) 管理者が不在のときは、副管理者が代決する。
- (2) 副管理者が不在のときは、事務局長が代決する。
- (3) 事務局長が不在のときは、課長が代決する。

3 代決した事項は、すみやかに後閲を受けるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月7日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の湖北環境衛生組合事務決裁規程の規定は、平成19

年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。